

試薬に関連する法規制の動き（平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

ページ

1. 化審法関連の改正	1
2. 安衛法関連の改正	1
3. 医薬品医療機器等法関連の改正	2

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

1-1. 「優先評価化学物質」の指定取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 5 号（平成 30 年 3 月 30 日付官報）により、次の 2 物質が「優先評価化学物質」の指定を取り消された。

通し番号	名 称	官報整理番号
130	(<i>R</i>)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン(別名 <i>d</i> -リモネン)	(3)-2245
155	<i>p</i> -トルイジン	(3)-186

(参照：経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_180330.html)

1-2. 「第一種特定化学物質」の追加指定等

政令第 35 号（平成 30 年 2 月 21 日付官報）により、「第一種特定化学物質」として、次の 2 物質が追加指定された。(施行日：平成 30 年 4 月 1 日)

号数	第一種特定化学物質名
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)
33	1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル)

(参照：経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180216001/20180216001.html>)

2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

厚生労働省告示第 135 号（平成 30 年 3 月 27 日付官報）により、労働安全衛生法第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が 264 件公表された。(通し番号 26555～26818)

(参照：厚生労働省 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H180327K0030.pdf>)

(参照：厚生労働省 職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc01.htm>)

3. 医薬品医療機器等法関連の改正

3-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第18号(平成30年2月28日付官報)により、次の5物質が「指定薬物」に指定された。(施行日:平成30年3月10日)

	対象物質
1	<i>N</i> -(4-クロロフェニル)-2-メチル- <i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
2	1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
3	<i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)- <i>N</i> -フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類
4	<i>N</i> -(4-フルオロフェニル)-2-メチル- <i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
5	<i>N</i> -(2-メトキシベンジル)- <i>N</i> -メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(参照:厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20180228-1.html)